

エ・5・1（有効期間：令和9年3月末）  
（保存期間：令和9年12月末）

一般（人少）第102号  
令和4年4月21日

各 警 察 署 長 殿

山形県警察本部長

非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）

全国的に、刑法犯少年の検挙人員が継続して減少する中で、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たず、特殊詐欺に加担する少年の検挙人員は高水準で推移し、また、少年の大麻事犯に係る検挙人員は増加傾向にある。

さらに、県内においても刑法犯少年は減少しているものの、再犯者率については、依然として3割前後で推移している現状にある。

このような状況下において、次代を担う少年の健全育成を図るため、再非行のおそれがあるなどの問題を抱えた個々の少年に対し、警察が積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中、その立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を向上するなど、非行少年を生まない社会づくりを引き続き推進することとしたので、各警察署にあっては、それぞれの実情を踏まえつつ、次の取組を推進されたい。

なお、「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」（平成30年9月28日付け一般（少）第99号）は、令和4年4月20日限り、無効とする。

記

#### 1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

これまで警察の取扱いがあった非行少年のうち、家庭裁判所の終局決定（処分結果）後の事情等を総合的に勘案し、支援を必要としている少年及び保護者に対して、刑事部門及び交通部門とも連携の上、警察から積極的に連絡をとり、保護者の同意を得られた場合に、当該少年の立ち直り支援活動を推進すること。

ただし、当該少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人の同意を得るものとする。

また、立ち直り支援活動に当たっては、少年と地域社会とのきずなを構築することが重要であることから、継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談を

聞いたり助言を行ったりするとともに、少年警察大学生ボランティアや少年補導員等の少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、少年の修学・就労に向けた支援、少年の社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を推進すること。

## 2 少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなを強化し、少年の規範意識向上を図るためには、社会全体として少年の特性や非行に走る要因・背景等について理解を深め、少年に対して、厳しくも温かい目で見守る「大人の目」があることを伝えていく必要がある。

そこで、少年を見守る社会気運を高めるため、防犯ボランティア団体、企業、各種地域の保護者会等に対して地域の非行情勢や非行要因等を幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭活動の実施、社会奉仕体験等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めるほか、少年又は保護者からの相談には真摯に対応すること。

このほか、非行防止教室の開催、街頭活動における少年への積極的な声掛け、万引き等の初発型非行を防止するための関係機関・団体や関係施設・店舗の管理者と連携した対策等を推進すること。

## 3 その他

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の具体的な要領等については別途指示する。

(担当) 生活安全部人身安全少年課少年企画担当課長補佐  
統括少年補導専門官